

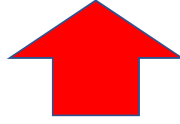
宅地建物取引業法施行規則改正による免許申請書類の変更内容

(現 行)

※令和7年3月31日申請分まで

様式名	様式番号
免許申請書 (第1面～第5面)	第1号
宅地建物取引業経歴書 (第1面、第2面)	第2号
誓約書	添付書類 (1)
専任の取引士設置証明書	添付書類 (2)
相談役及び顧問【法人申請のみ】	添付書類 (3)
100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者【法人申請のみ】	添付書類 (4)
事務所を使用する権原に関する書面	添付書類 (5)
略歴書	添付書類 (6)
資産に関する調書【個人申請のみ】	添付書類 (7)
宅地建物取引業に従事する者の名簿	添付書類 (8)
身分証明書	添付書類 (9)
登記されていないことの証明書	添付書類 (10)
事務所付近の地図 (案内図)	添付書類 (11)
事務所の写真	添付書類 (12)
貸借対照表及び損益計算書 (直前1年分)【法人申請のみ】	添付書類 (13)
納税証明書	添付書類 (14)
登記事項証明書	添付書類 (15)
申請者の住民票抄本【個人申請のみ】	添付書類 (16)
供託書写し又は保証協会の社員証明書	添付書類 (17)

宅地建物取引業の免許申請



(変 更 後)

※令和7年4月1日以降受付分から

様式名	様式番号	変更内容
免許申請書 (第1面～第5面)	第1号	変更なし
宅地建物取引業経歴書 (第1面、第2面)	第2号	添付書類 (1)
誓約書	添付書類 (2)	添付書類 (2)
略歴書 <u>〔※注〕</u>	添付書類 (3)	添付書類 (3) 様式番号・内容改正 (代表者、役員、政令使用人用)
専任の取引士設置証明書	添付書類 (4)	添付書類 (4) 様式番号改正
資産に関する調書【個人申請のみ】	添付書類 (5)	添付書類 (5)
相談役及び顧問【法人申請のみ】	添付書類 (6)	添付書類 (6)
100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者【法人申請のみ】	添付書類 (7)	添付書類 (7)
事務所を使用する権原に関する書面	添付書類 (8)	添付書類 (8) ※新設 (専取、顧問・相談役用)
略歴書 (専任の宅地建物取引士等)	添付書類 (9)	添付書類 (9) ※新設
代表者等の連絡先に関する調書	添付書類 (10)	添付書類 (10) 様式番号改正
宅地建物取引業に従事する者の名簿	添付書類 (11)	添付書類 (11)
身分証明書	添付書類 (12)	添付書類 (12)
登記されていないことの証明書	添付書類 (13)	添付書類 (13)
事務所付近の地図 (案内図)	添付書類 (14)	添付書類 (14)
事務所の写真	添付書類 (15)	添付書類 (15)
貸借対照表及び損益計算書 (直前1年分)【法人申請のみ】	添付書類 (16)	添付書類 (16)
納税証明書	添付書類 (17)	添付書類 (17)
登記事項証明書	添付書類 (18)	添付書類 (18)
申請者の住民票抄本【個人申請のみ】	添付書類 (19)	添付書類 (19)
供託書写し又は保証協会の社員証明書	添付書類 (19)	添付書類 (19)

〔※注〕

代表者、役員、政令使用人が専任の宅地建物取引士を兼任する場合には、「添付書類 (3) 略歴書」の作成に加えて「添付書類 (8) 略歴書 (専任の宅地建物取引士等)」の作成も必要です。

宅地建物取引業免許（新規・更新）申請書類一覧表

令和7年4月1日以降受付分から適用

1. 提出する書類は、「別記様式第1号（第一面～第五面）」、「別記様式第2号（添付書類(1)～(10)）」及び「その他の書類」（添付書類(11)～(19)）となります。

※ 申請者の態様により、下記の○印があるものについて、書類を作成又は添付して申請してください。

2. オンラインで申請する場合を除き、免許申請書の提出部数は、正本1部・副本1部の計2部となります。（副本は受付後に返却しますので、控えとして保管してください。）

別記様式第1号		新規申請		更新申請	
		個人	法人	個人	法人
第一面	免許申請書 ※1	○	○	○	○
第二面	役員に関する事項（法人の場合） ※1	×	○	×	○
第三面	事務所、政令で定める使用人及び専任の宅地建物取引士に関する事項 ※1	○	○	○	○
第四面	専任の宅地建物取引士に関する事項 ※1	○	○	○	○
第五面	登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙貼り付け欄 ※2	○	○	○	○
別記様式第2号		新規申請		更新申請	
		個人	法人	個人	法人
添付書類(1)	宅地建物取引業経歴書 ※3	○	○	○	○
添付書類(2)	誓約書 ※3	○	○	○	○
添付書類(3)	略歴書 …… 代表者、役員、政令で定める使用人用 ※3 ※代表者、役員、政令使用人が専任の宅地建物取引士を兼任する場合には、「添付書類(3)略歴書」の作成に加えて「添付書類(8)略歴書（専任の宅地建物取引士等）」の作成も必要です。	○	○	○	○
添付書類(4)	専任の宅地建物取引士設置証明書 ※3	○	○	○	○
添付書類(5)	資産に関する調書 ※3	○	×	○	×
添付書類(6)	（第一面）相談役及び顧問（法人の場合） ※1	×	○	×	○
	（第二面）100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしているもの（法人の場合） ※1	×	○	×	○
添付書類(7)	事務所を使用する権原に関する書面 ※3	○	○	○	○
添付書類(8)	略歴書（専任の宅地建物取引士等） …… 専任の宅建士、相談役・顧問用 ※3	○	○	○	○
添付書類(9)	代表者等の連絡先に関する調書 ※3	○	○	○	○
添付書類(10)	宅地建物取引業に従事する者の名簿 ※3	○	○	○	○
その他の書類		新規申請		更新申請	
		個人	法人	個人	法人
添付書類(11)	身分証明書 …… 代表者、役員、政令で定める使用人分 ※3	○	○	○	○
添付書類(12)	登記されていないことの証明書 …… 代表者、役員、政令で定める使用人分 ※3	○	○	○	○
添付書類(13)	事務所付近の地図 ※3	○	○	○	○
添付書類(14)	事務所の写真 ※3	○	○	○	○
添付書類(15)	貸借対照表及び損益計算書（直近の決算期分） ※3	×	○	×	○
添付書類(16)	直近1年の納税証明書 又は源泉徴収票（個人の新規申請で給与所得者であった者に限る） ※3	○	○	○	○
添付書類(17)	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※3	×	○	×	○
添付書類(18)	申請者住民票抄本 ※3	○	×	○	×
添付書類(19)	供託書写し又は保証協会の社員証明書 ※3	×	×	○	○

○上記一覧表中の※1・2・3について

※1 オンライン申請の場合は、申請画面に入力することになります。

※2 オンライン申請の場合は、郵送(簡易書留を推奨)又は建築課へ直接持参してください。

※3 オンライン申請の場合は、作成した様式や原本などをPDF等にファイル化し、アップロードしてください。

(注)

・免許の申請手数料は、33,000円（オンライン申請の場合は、26,500円）です。（鹿児島県知事免許の新規・更新申請には、鹿児島県収入証紙を貼付（オンライン申請の場合は、別途郵送又は建築課へ直接持参）してください。
※手数料は改定されることがあります。

・免許の更新申請は、免許の有効期間満了の日の90日前から30日前までに手続を行わなければなりません。（宅地建物取引業法施行規則第3条）

・専任の宅地建物取引士に係るその他書類「①身分証明書」及び「②登記されていないことの証明書」については、令和6年5月25日以降、提出不要とされています。

・免許申請の受付時間

開庁日の午前8時30分～正午、午後1時～午後5時（*午後4時までにはお越しください。）

※ これまで、更新申請の際にお問い合わせしてきた過去5年分の取引台帳と重要事項説明書の提示については、オンライン申請の開始に伴い不要となりました。